

イノシシ・シカ・サル・クマ 市街地出没対策マニュアル



令和6年 4月

広島県

目次

[共通編]	1
1. 現状と課題	1
2. 目的	1
3. 出没時の関係者間の連絡体制・役割分担	2
4. 市街地出没対応時の事前準備	4
5. 市街地出没時の基本対応(情報収集・注意喚起・追い払い・捕獲)	4
6. 対応後の振り返り	5
7. 市街地に出没させないための対策	6

[イノシシ・シカ編]	7
1. 対応方針の基本的な考え方	7
2. 情報収集による出没状況の把握と対応内容の検討	8
3. 住民に対する注意喚起・指導	11
4. 情報収集	12
5. 現場での安全確保	12
6. 追い払い	13
7. 捕獲	16

[ニホンザル編]	19
1. 対応方針の基本的な考え方	19
2. 情報収集による出没個体の性別および出没パターンの把握	19
3. 住民に対する注意喚起・指導	24
4. 情報収集	24
5. 現場での安全確保	24
6. 追い払い	25
7. 捕獲	27

[ツキノワグマ編]	31
1. 対応方針の基本的な考え方	31
2. 情報収集による出没状況の把握と対応内容の検討	32
3. 住民に対する注意喚起と指導	34
4. 情報収集	34
5. 現場での安全確保	35
6. 追い払い	35
7. 捕獲	37

[資料編]

参考資料1 通報連絡票

参考資料2 住民向け注意喚起チラシ

1. 現状と課題

近年、広島県ではイノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ツキノワグマ等の市街地への出没が頻発しており、人身被害が発生するなど重大な社会問題となっています。特にイノシシについては、過去8年間で咬傷等による人身被害が54件発生しています。また、市街地出没したイノシシの対応を担う従事者が対応中に怪我を負う事案も発生しています。

突発的に発生する鳥獣の市街地出没については、対応に従事する行政担当者が不慣れなことが多く、住民の安全および対応者自身の安全の確保や現場での対応に苦慮することが少なくありません。市街地出没の現場で何をすべきか、どのように安全を確保するか、関係機関との役割分担はどうあるべきかなど、行政担当者が事前に理解を深め、突発的に発生する案件に対し安全かつ円滑に対応する必要があります。

2. 目的

本マニュアルは、行政担当者が市街地に出没するイノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ツキノワグマ等の対応について、正しい知識を身につけ、安全かつ確実に現場で作業に従事し、住民の安全を確保することを目的としています。平時から、本マニュアルの所在や内容を関係者間で共有し、突発的に事案が発生した際に活用してください。また、本マニュアルは市街地出没に対応する関係機関の役割分担を明確にし、連携の強化を図り、現場の対応を円滑に実施するための手引きとして活用してください。

なお、本マニュアルでは、市街地への鳥獣の出没を未然に防止するための対応策についても記しており、可能なかぎり市街地への出没を予防する手段を講じることをお願いします。



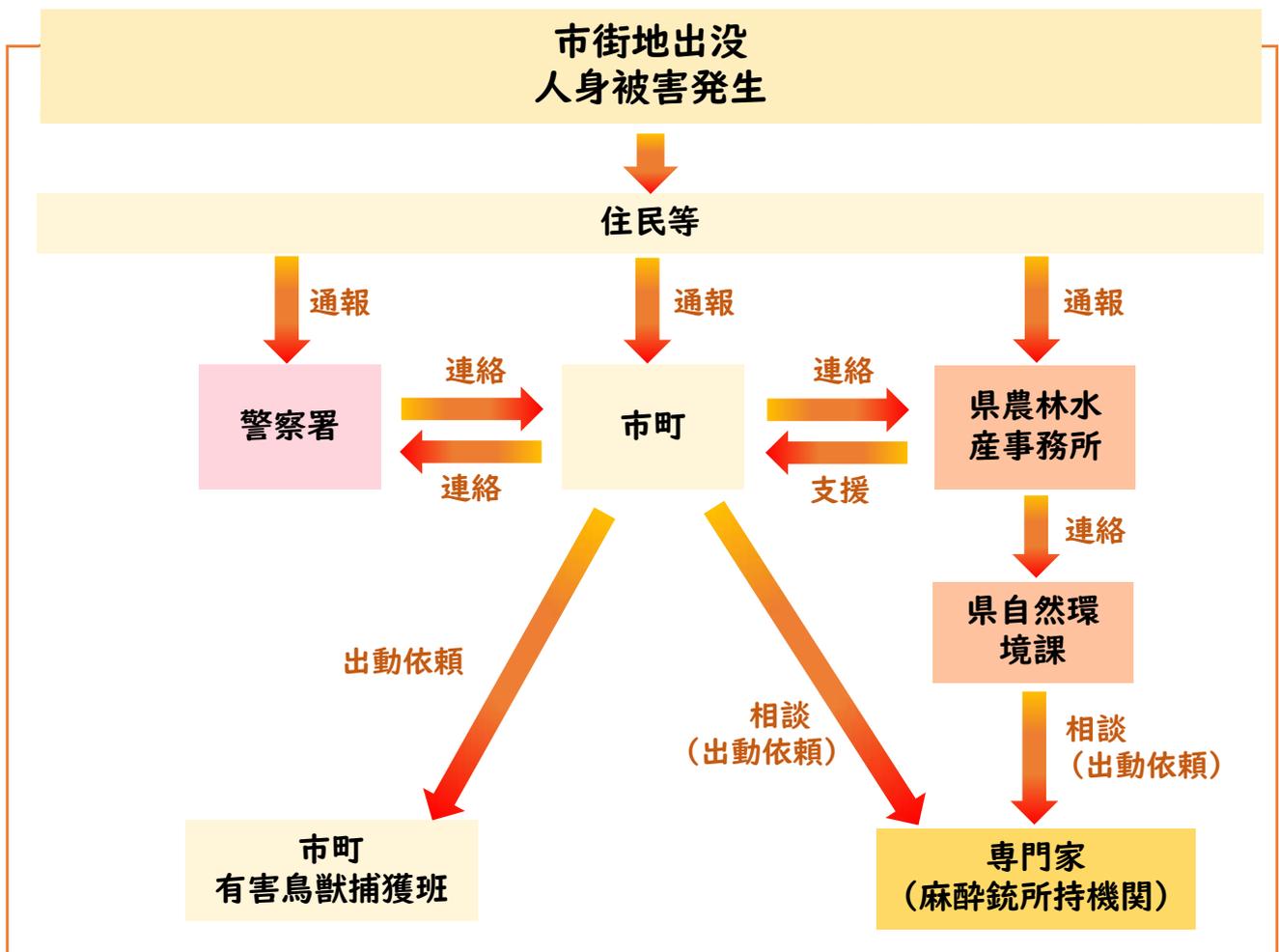
3. 出没時の関係者間の連絡体制・役割分担

(1) 基本的な連絡体制

関係者としては、県の担当部署、県の出先機関、市町村の担当部署、地元警察、住民関係者（自治会、学校等）、現場での対応者（狩猟団体等の関係団体、外部機関等を含む。）が想定されます。

各自治体の実情によって連絡体制は異なることが想定されるため、本マニュアルを参考に自治体ごとに体制図を作成しておきましょう。また、イノシシ等はいつ出没するか分からないことから、閉庁時（土日・祝日、夜間）の連絡体制についても調整しておくことが大切です。

また、出没情報を共有し対策に活かすために、後述する「通報連絡票」を活用し、得られた情報の共有方法を関係者間で確認しておきましょう。



(2) 関係者の役割分担

関係者の役割としては、住民等からの情報収集、出没地点周辺の住民への注意喚起や指示、県民等への周知、報道機関への情報提供、パトロール、交通整理、児童・生徒の安全確保、捕獲等に必要な許可手続き、対応方針の決定、現場での指揮命令、監視や追い払い、捕獲等の対応、未然の出没防止対策等があります。以下に具体例を記します。

① 市町の役割

- 野生動物が市街地に出没した際には、情報収集や情報共有の主体となり、対応がスムーズに進むよう統括する。
- 地域住民の安全を確保するため、必要に応じ、防災行政無線や広報車、チラシ、ホームページ等により注意喚起をするとともに、出没現場等への立ち入り制限を行う。
- 痕跡や侵入経路等を調査し、関係機関と情報を共有し、追い払いや捕獲の方法などについて、対策を検討する。
- 追い払いや捕獲が必要な際は、鳥獣被害対策実施隊や地元猟友会、専門家などの捕獲従事者への協力を依頼する。捕獲する際は、狩猟免許所持者へ有害鳥獣捕獲の許可（ツキノワグマを除く）を出す。

② 警察署の役割

- 住民の安全確保のため、パトロール等により出没地域の警戒態勢を強化する。
- 必要に応じて、出没・捕獲現場への不要な立ち入りを制限するとともに、市町が行う追い払いや捕獲に協力する。
- 人の生命もしくは身体に危険が及ぶ場合には、危険防止のため通常必要と認められる措置をとる。（警察官職務執行法第4条）

③ 捕獲従事者・専門家等の役割

- 猟友会員や専門家は野生動物の生態・捕獲に関し専門的な知識を有していることから、市町等に対し助言するとともに、追い払いや捕獲の際には、市町や警察署に協力する。
- 市町から有害鳥獣捕獲の許可を受け、出没個体の捕獲を依頼された場合は、可能な限り追い払いまたは捕獲に努める。

④ 県の役割

- 市町や警察署から、野生動物への対応について助言を求められた場合は、県内や他県での対応事例を参考にアドバイスする。
- また、野生動物の生態および捕獲方法に精通した専門家の意見を伺いながら市町や警察署に協力する。
- 連絡会や研修会の開催、本マニュアルの改訂を行う。
- 出没した動物が市町界をまたいで動く場合は、県が窓口となり、連絡調整を図る。
- ツキノワグマを捕獲する際は、有害鳥獣捕獲の許可を出す。
- 必要に応じて、鳥獣保護管理員に出動を依頼する。

4. 市街地出没対応時の事前準備

(1) 関係機関担当者の顔合わせ等

市街地の出没対応では、関係機関が連携して速やかに対応することが求められます。あらかじめ担当者の氏名、連絡体制および各機関の役割分担を確認し、関係者間での顔合わせを兼ねた、本マニュアルに沿った対応方針の確認会合を毎年1回程度は開催しましょう。会合に合わせて対応の訓練(勉強会)を実施するとよいでしょう。

(2) 対応内容の確認と道具類の準備

各関係機関が、市街地出没をした動物に対して、対応方針(追い払いか捕獲かなど)を動物種および出没パターンに応じて速やかに決定し、共有しておくことが重要です。

追い払いや捕獲に必要な道具は事前に準備しておきましょう(準備リストは各獣種別のマニュアルに示しています)。

5. 市街地出没時の基本対応(情報収集・注意喚起・追い払い・捕獲)

市街地に動物が出没した場合、できるだけ正確な情報収集を行い、対応方針を決定します。収集すべき情報については「通報連絡票」(参考資料1)を活用してください。周辺住民への注意喚起については各獣種別マニュアルに示しています。

市街地に出没した状況・出没個体の状態・周辺環境などに応じて追い払いか捕獲かを判断し決定します。判断基準については各獣種別マニュアルに示します。

6. 対応後の振り返り

市街地出沒対応後は必ず振り返りを行い、再発防止に努めましょう。

(1) 出沒の要因を分析する

出沒の状況や潜んでいた場所、餌付け等による誘引がなかったか等、出沒の要因を分析し、潜み場や餌場の解消を行うなど、再出沒を防ぐ対策を講じましょう。

(2) 出沒時の対応を確認する

市町内での連絡体制や役割分担、関係機関との連携、追い払いや捕獲の実施等、対応に当たった一連の流れを振り返り、問題があった場合は見直しを行いましょう。

7. 市街地に出没させないための対策

市街地に出没させないための対策として、動物の誘引物（生ごみの処理など）となるものの撤去、環境整備（誘引物となる不用果樹の伐採、藪の刈払い、緩衝帯整備など）、農作物の防護の徹底、市街地周辺における個体数管理の推進など、日ごろから指導・実施しておきましょう。

× 市街地に出没しやすい環境



○ 市街地に出没しにくい環境



イノシシ・シカ編

1. 対応方針の基本的な考え方

イノシシおよびシカが市街地に出没した場合、以下の三つを中心に対応を行います。

- ①住民への注意喚起
- ②現場確認・住民等へのヒアリング
- ③対応方針の検討

第一に実施するのは住民等への注意喚起と指導です。出没する個体による、噛みつき引っ掻きによる人身被害（特に死亡事故や重傷事故）を未然に防止し、住民等の安全を守ることを最優先として、注意喚起と指導を行いましょう。

次に、情報収集を行い、出没パターンに応じて対応方針の検討を行いましょう。出没個体の状態や周辺環境を総合的に判断し、安全な場所へ追い払うべきか、その場で捕獲すべきか、対応方針を決定します。イノシシの場合は、危険性が高いため、イノシシの生態や行動に詳しい専門家、狩猟団体等の関係団体の意見も参考に、周辺住民や作業者の安全確保を最優先に決断します。シカの場合は、比較的危険性は低いです。ただし、イノシシもシカも、追いかけて回す、個体をたたく、石を投げるなどにより個体を刺激した場合、突然走り出し自動車や人へ衝突するなどの危険性が高まるため、出来るだけ刺激をしないように追い払うことが重要です。

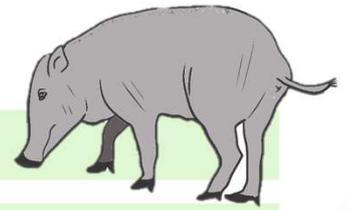
現地対応は、現場確認・通報者へのヒアリングを基本とし、しっかりと安全を確保したうえで追い払い・捕獲を実施しまししょう。イノシシ・シカは、昼夜問わず活動するため、出没対応を行う時間帯が定まりません。閉庁時（夜間・土日・祝日）も含めた対応方針を事前に検討しておくことが重要です。



2. 情報収集による出没状況の把握と対応内容の検討

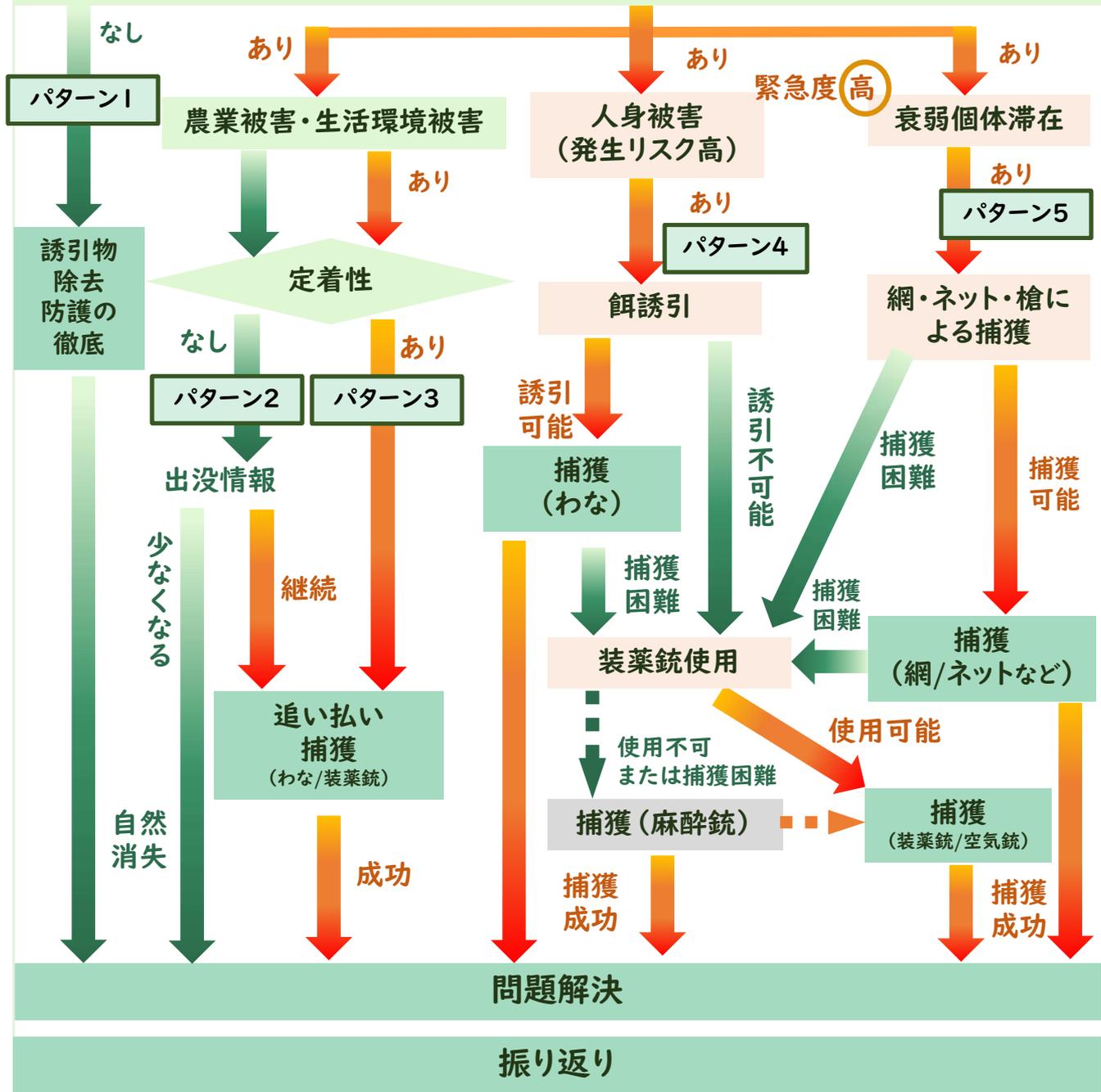
出没パターン		緊急性	対応
パターン 1	被害はなく、出没の地点情報が点々と移動しており、次第に出没情報がなくなる。	▲	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 注意喚起 ✓ 現場確認・住民等へのヒアリング ✓ リスクの検討（出没時間、通勤通学路の確認、学校・商業施設の有無など周辺環境の確認） ✓ 誘引物の除去、防護柵等の対策指導 ✓ 必要に応じて追い払いと捕獲の検討 ※無理な捕獲は行わない。
パターン 2	人身被害はないが、生活環境被害や農業被害が発生。次第に出没情報がなくなる。		
パターン 3	人身被害はないが、生活環境被害や農業被害が発生。一定地域の定着性が高い。	▲▲	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 注意喚起 ✓ 現場確認・住民等へのヒアリング ✓ リスクの検討（出没時間、通勤通学路の確認、学校・商業施設の有無など周辺環境の確認） ✓ 追い払い ✓ わなによる捕獲
パターン 4	人身被害が発生、または人身被害のリスクが高い。あるいは周囲の状況から追い払いができない。	▲▲▲	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 注意喚起 ✓ 現場確認・住民等へのヒアリング ✓ リスクの検討（出没時間、通勤通学路の確認、学校・商業施設の有無など周辺環境の確認） ✓ パトロール ✓ 緊急捕獲
パターン 5	人身被害が発生、または人身被害のリスクが高い。あるいは、人家や倉庫等に閉じこもる、市街地内で衰弱して動かない。または周囲の状況から追い払いができない。		

イノシシ・シカ編



イノシシ・シカ市街地出没

被害状況



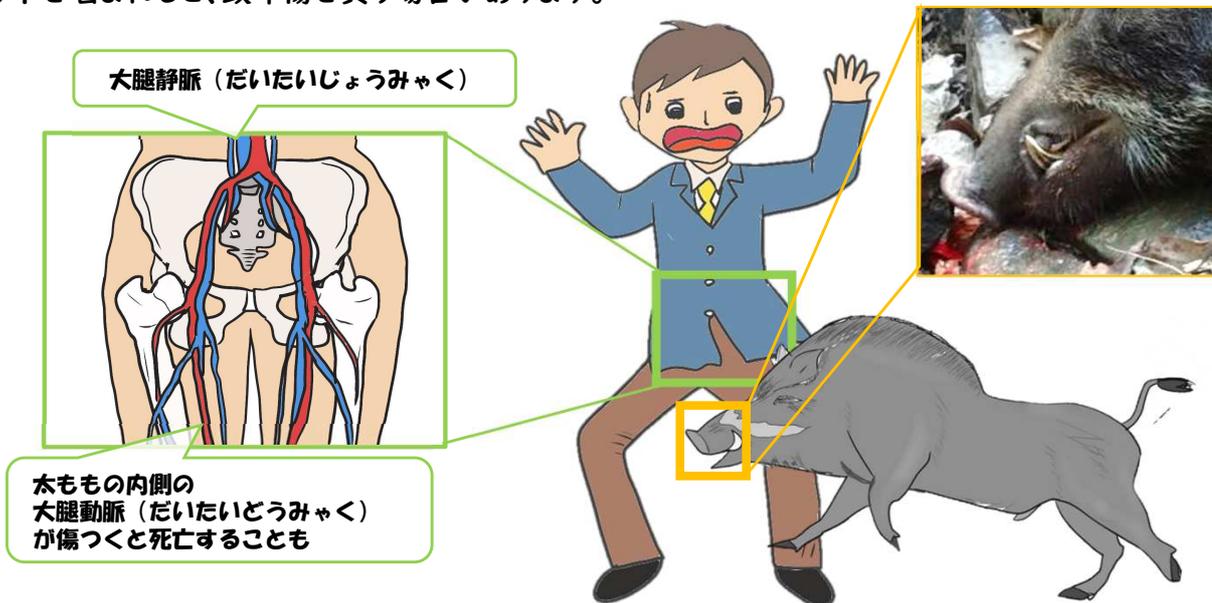
3. 住民への注意喚起・指導

イノシシ・シカが市街地出沒した際の住民への注意喚起と指導の内容は以下の通りです。注意喚起の対象は、一般的には個々の住民・自治会・各種学校、福祉施設、商業施設等で、方法は周知文(チラシ:巻末資料2)・回覧板・ホームページ・SNS・地域の無線放送や有線放送、パトロールカーによる放送などがあります。市町のどの部署が、どのような連絡手段で、どこに連絡するかも事前に決めておきましょう。

【イノシシ・シカが市街地に出沒した場合の注意喚起・指導】

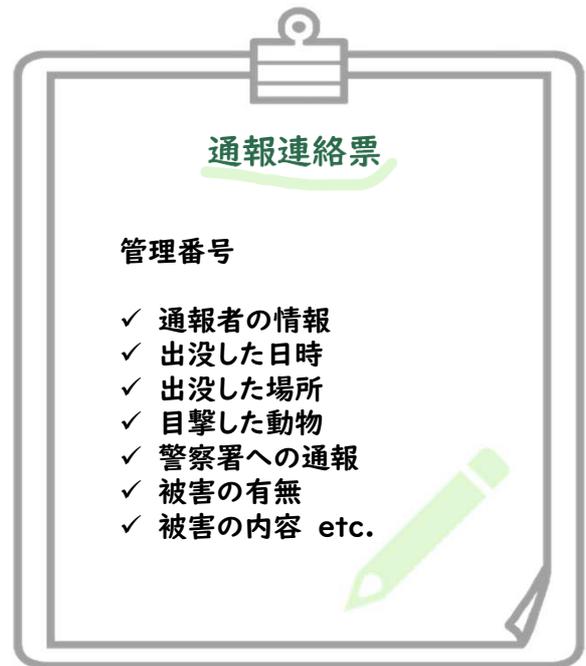
- 不用意に出沒個体に近づかない
- 大声をあげたり、石を投げたり、棒をふりまわしたり出沒個体を興奮させない
- エサをあげない
- エサになりそうなものを野外におかない
- 近づいて写真を撮らない
- 背中を見せて急に走り出さない
- イノシシを目撃したら、ゆっくり後ずさりし、少しでもイノシシより高い場所に避難するか、家屋や車等のなかに避難する。
- イノシシ・シカの移動経路(逃げ道)をふさがない
- 子連れのイノシシは警戒心が強いいため要注意
- 不要不急の外出は控える
- イノシシ・シカが直近で出沒した場所にはできるだけ近づかない
- 夜間は一人で外出しない
- 噛まれたり、引っ搔かれたらすぐに病院へ
- 担当機関に通報

腰より下を噛まれると、致命傷を負う場合があります。



4. 情報収集

担当部署に住民等から通報があった場合、現場確認や住民へのヒアリングを行う場合は、「通報連絡票」(参考資料1)を使用して情報を記録します。また、出没地点情報は、関係機関の情報共有に役立ち、注意喚起やパトロールの範囲、捕獲実施の検討をする際に重要な情報です。地図に記録した上で、「通報連絡票」の情報と紐づくように留意しましょう。



5. 現場での安全確保

イノシシは、基本的には慎重な動物で放っておくと逃げますが、逃げ場がない住宅地で移動経路をふさいだり、棒でたたくなどして興奮させると執拗に攻撃する性質があります。鋭い牙をもち、強力な噛みつく力によって、攻撃されると死に至ることがあり大変危険です。

シカは基本的には臆病な動物で、攻撃性は低いのですが、繁殖期(秋)のオスジカは、興奮させると角で突いてくる可能性があります。

現場対応を行う従事者は、安全の確保を第一に作業しましょう。

【作業従事者の安全のための注意点】

- 人身被害が発生している現場では対応従事者は複数人で行動する。
- 現場ではすぐに連絡を取り合える手段としてトランシーバー等を携行する。
- 護身用にヘルメット・手袋・プロテクター・防護盾(不透明なもの)・防刃ズボンを携行する。
- イノシシおよびシカは人に囲まれたり、接近されたり、叩かれたりすると興奮することが多く、興奮時に接近すると攻撃行動に転ずることがあるため、一定の距離をとり不必要に接近しないことを心掛ける。大声に対しても反応するため、静かに対応する。
- 箱わなや銃器による捕獲を実施する場合は、住民への周知と危険防止(立ち入り制限)に最大限配慮する。
- 人身被害が発生している場所(地域)では、外出の自粛を要請するとともに、通学路・通勤路の安全確保を行う。また、捕獲等の現場従事者の対応が終了するまで、出没地点から半径数100mの範囲で、住民や通行人、マスコミ等の現場への立ち入り制限を実施する。

6. 追い払い

以下の条件がそろえば、追い払いが可能となります。

- ① 出没個体が興奮状態（前脚をガリガリ・顎ガチガチなどの行動）でないこと
- ② 近くに山林があること
- ③ 追い払うルート上に人が集まる場所（学校、商業施設など）がないこと
- ④ 車や人員、追い払い道具が準備できること

イノシシおよびシカを追い払う場合、出没個体の興奮状態を見極めること、移動経路を無理にふさがないこと、いたずらに興奮させないことが大事です。

追い払い実施時は、追い払う方向を決定し、追い払いルート上の人払いを行い、それ以外の方向への移動を遮断するように人員および車を配置しましょう。無理に追い立てず、出没個体が自発的に移動するのを待つことが重要です。特にイノシシを追い払う場合は、防具や盾などを装着した上で実施しましょう。追い払いに用いる防護盾や遮蔽シートは、不透明なもので胸元から足元まで隠すことができるものを選びましょう。出没個体が、追い払い人員に向かってくるなどした場合は、慌てずに道を開け、出没個体の行きたい方向へ行かせましょう。追い払う先はできるかぎり山林であることが望ましいです。

追い払い時に必要な準備品を以下に示します。

装備品	地図	<input type="checkbox"/>	追い払い 道具等	防護盾	<input type="checkbox"/>
	無線機 (ヘッドセット)	<input type="checkbox"/>		ヘルメット	<input type="checkbox"/>
	携帯電話	<input type="checkbox"/>		手袋	<input type="checkbox"/>
	緊急連絡先メモ	<input type="checkbox"/>		コンパネ	<input type="checkbox"/>
	応急処置セット	<input type="checkbox"/>		遮蔽シート	<input type="checkbox"/>
				防刃ズボン	<input type="checkbox"/>
				立ち入り禁止看板など	<input type="checkbox"/>



プロテクター例：
ケブラー繊維の前掛け

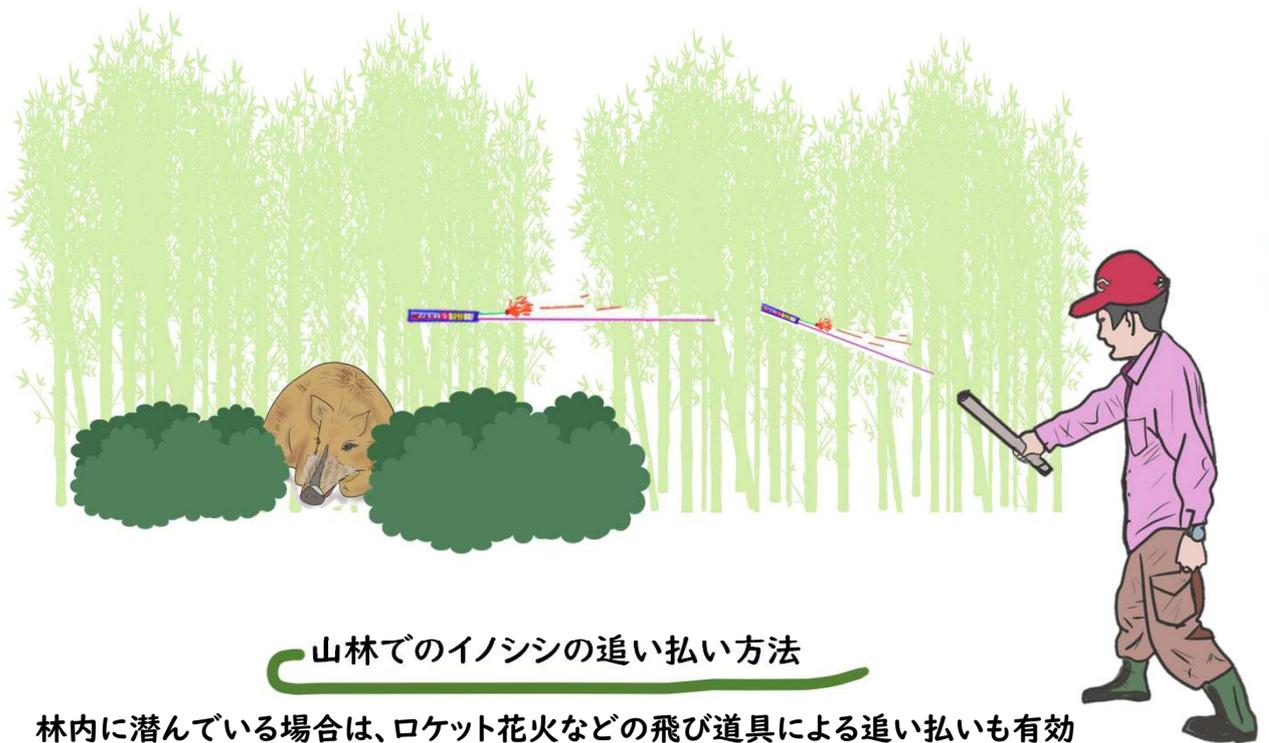


防護盾（透明のものはシートな
どで覆って加工する）



立ち入り制限看板と
警告灯

イノシシ・シカ編



山林でのイノシシの追い払い方法

林内に潜んでいる場合は、ロケット花火などの飛び道具による追い払いも有効



市街地でのイノシシの追い払い方法

無理に追い立てず、出没個体が自発的に移動するのを待つ。

追い払いに用いる盾やシートは不透明で胸元から足元まで隠すことができるものを使用しましょう。

イノシシ・シカ編

顎ガチガチガチッ

前脚ガリッガリッ

尾ピーンッ

発声ブフォッ

尾ピタッ

足ピーンピタッ

尾フリッフリッ

鼻クンクン

興奮状態(いつ攻撃されるか不明)

威嚇 (突進される可能性あり)

警戒(逃避)

探査

即時避難

追い払い不可 避難

追い払い可

イノシシの攻撃レベル

イノシシの興奮状態を見極めて安全に追い払いを行いましょう

7. 捕獲

出沒個体が負傷その他の理由によって動けない、もしくは動かない場合、あるいは周囲の状況によって追い払いができない場合は捕獲を検討しましょう。

ただし、無理な捕獲は行わず、安全を確保しながら作業できると判断された場合にのみ実行することが重要です。また捕獲作業中に、住民や車両が現れたり、出沒個体が過剰に興奮した場合は、すみやかに作業を中止しましょう。

【捕獲可能とする判断基準】

- ・出沒個体が負傷していたり、網などに絡まって動けない状態にある。
- ・建物や水路内に閉じ込めてあり、容易には逃げられない状態にある。
- ・生後1年未満の小型の個体で、事故の恐れがない。
- ・安全に保定できる距離まで近づくことができる。
- ・捕獲網やさすまたなどの保定具や盾などの防具を用意できる。

人身被害の多くは、逃げ場のない場所に無理に追い込む、棒でたたく、石を投げる、犬が吠えるなど、住宅地や市街地に出沒した個体が極度の興奮状態にあるときに発生します。特に興奮したイノシシは執拗に人に襲い掛かってくる性質があるため、生命に危険が及ぶ事態に発展する場合があります。大変危険です。

猟銃

銃器を使用した捕獲をする場合には、矢先の確認（安土の有無）、跳弾の可能性などを考慮し、安全に発砲することが可能かを十分に見極める必要があります。

鳥獣法に基づく有害鳥獣捕獲の場合住宅集合地域等（半径200m以内に民家が10件以上）での銃器の使用は禁止されていますが、警察官職務執行法第4条第1項を根拠に、安全等の確保措置として警察官の命令により捕獲従事者が銃器を使用して駆除できるとされています。事前に警察と協議を行い、適用の際の対応や連絡体制について、すり合わせておくことが重要です。

警察官職務執行法第4条第1項

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危険防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

イノシシ・シカ編

箱わな

緊急性の低い捕獲には箱わなを用いて捕獲しましょう。そのためには、捕獲計画を作成することが重要です。捕獲計画には、期間、捕獲者、場所、捕獲方法、捕獲後の処分などを明記しておきます。また、設置場所周辺に住民が接近しないよう十分な周知を行い、イノシシ・シカを誘引することによる二次被害が発生しないよう最大限の注意を払う必要があります。また、箱わなの耐久性（溶接部、落とし扉の建付け、金属の腐食など）を確認し、捕獲従事者の安全を確保することも重要です。

頭部への殴打

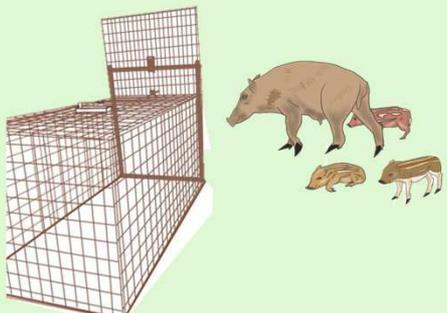
本手法はイノシシ・シカに接近する必要があり非常に危険な方法であるため、イノシシ・シカが四方を狭い範囲で囲まれている状態や、衰弱している場合に限ります。

緊急的にイノシシ・シカの動きを封じる方法として、頭部に打撃を与えて意識を消失させる方法があります。バットやハンマー、鉄パイプ等の固くて重量のある道具を用います。警棒は不向きです。また、一時的に意識を消失させているだけであるため、止め刺しが必要です。

麻醉銃

麻醉銃による捕獲は麻醉が効くまでの時間（10～15分程度）はイノシシ・シカが逃走し危険性が高まるため、イノシシ・シカの逃走が起こりにくい環境や動物の状態、あるいは閉じ込められている状態（自由に動けない状態）、あるいは逃走しても人身被害が生じない環境の時のみ使用しましょう。

猟銃の使用が難しく、緊急的に麻醉銃による捕獲が必要と判断される場合には、鳥獣の捕獲等許可の他に、鳥獣法第38条第2項による「住居集合地域における麻醉銃猟」の許可を受ける必要があります。

捕獲方法	
箱わな 	網・ネット 
装薬銃・空気銃 	麻醉銃 

イノシシ・シカ編

準備するものは以下の通りです。

装備品	地図	<input type="checkbox"/>	許可証	捕獲許可証	<input type="checkbox"/>
	無線機 (ヘッドセット)	<input type="checkbox"/>		銃所持許可証	<input type="checkbox"/>
	携帯電話	<input type="checkbox"/>		その他	<input type="checkbox"/>
	緊急連絡先メモ	<input type="checkbox"/>			
	応急処置セット	<input type="checkbox"/>			

捕獲の際は、以下のものがあると安全に作業することが可能です。

捕獲道具等	防護盾	<input type="checkbox"/>	鼻くくり	<input type="checkbox"/>
	ヘルメット	<input type="checkbox"/>	足錠	<input type="checkbox"/>
	手袋	<input type="checkbox"/>	スネアー	<input type="checkbox"/>
	防刃ズボン	<input type="checkbox"/>	目隠しマスク	<input type="checkbox"/>
	双眼鏡	<input type="checkbox"/>	かませ棒	<input type="checkbox"/>
	コンパネ	<input type="checkbox"/>	保定用ロープ	<input type="checkbox"/>
	遮蔽シート	<input type="checkbox"/>	はしご・脚立など	<input type="checkbox"/>
	捕獲ネット	<input type="checkbox"/>	とめさし道具	<input type="checkbox"/>
	さすまた	<input type="checkbox"/>	シート・搬送用ボックス ・担架など	<input type="checkbox"/>
	たも網	<input type="checkbox"/>	檻	<input type="checkbox"/>



鼻くくり



足錠



スネアー

1. 対応方針の基本的な考え方

ニホンザルが市街地に出没した場合、第一に実施するのは住民等への注意喚起と指導です。出没する個体による、噛みつき引っ掻きによる人身被害を未然に防止し、住民等の安全を守ることを最優先として注意喚起と指導を行いましょう。

次に、情報収集を行い、対応方針の検討を行いましょう。出没パターンによって、対応の緊急性や対策の内容が異なります。出没の状況や被害の発生状況のパターンについて情報収集を行い、どのような対応をとるのか決定します。特にニホンザルの場合は、出没している個体の性別によって行動特性が異なるため、出没している個体の性別を出没初期の段階で把握しておくと良いでしょう。

現地対応は、現場確認・通報者へのヒアリングを基本とし、しっかりと安全を確保したうえで追い払い・捕獲を実施しまししょう。ニホンザルは日中のみ活動するため、対応は日中に限定されることが多いですが、閉庁時(土日・祝日)を含めた対応方針を事前に検討しておきましょう。

2. 情報収集による出没個体の性別および出没パターンの把握

(1) 出没個体の性別の把握

性別によって、出没しているニホンザルの行動が異なるため、出没初期の段階で個体の性別を判断できれば、対応への心構えや対策内容をより具体的に検討することができます。そのため、通報や現場確認で出没しているニホンザルの性別の確認に努めましよう。出没個体の性別の判別が難しい場合は、画像や映像から専門家に判断を委ねましよう。

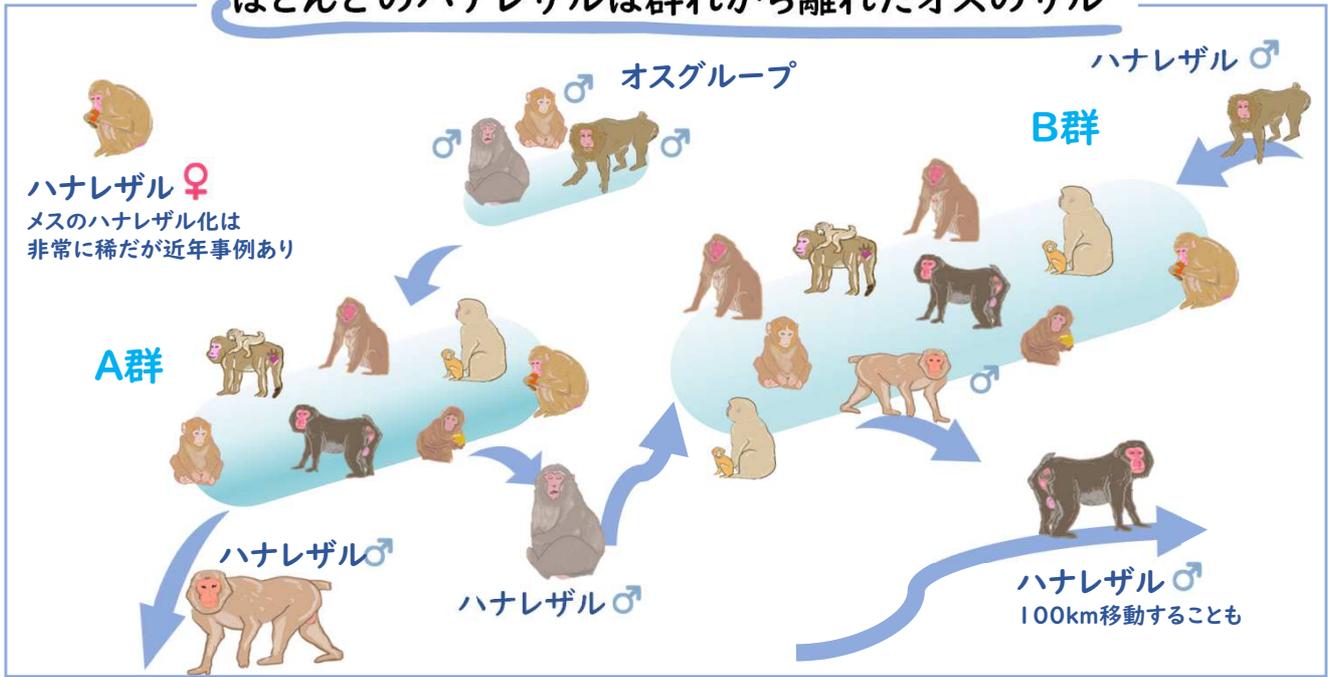
ニホンザルの生態的な特徴上、単独で行動する個体(ハナレザル)はほとんどの場合でオスの個体です。ニホンザルは基本的に群れで行動する生き物で、メスは生まれた群れで一生を過ごしますが、オスは生まれた群れで性成熟を迎えると群れから出ていきます。群れから出たオス個体がハナレザルとなります。

オスのハナレザルは、交尾期(10月頃～翌年3月頃)になるとメスを求めて群れへと集まってきます。一方、非交尾期(4月頃～9月頃)には一時的に群れに集まったオスが群れから離れていくのでハナレザルが増加します。そのため、出没している個体がオスである場合は、交尾期(10月頃～3月頃)になればハナレザルの出没問題が自然に解消することがあります。

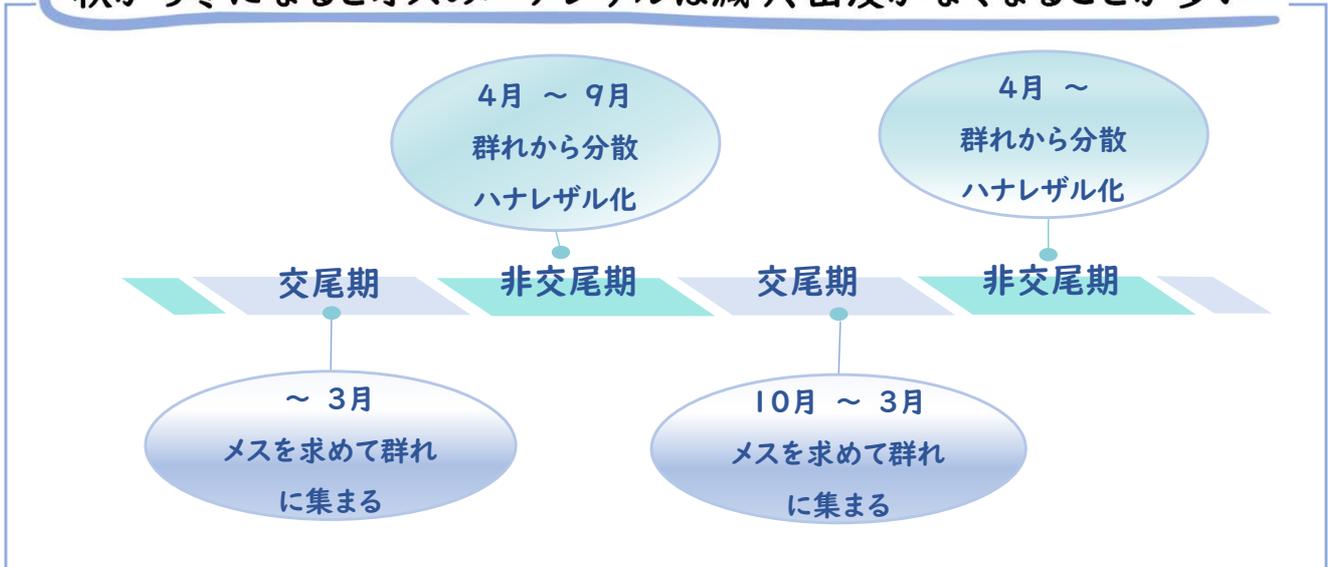
近年では稀にメスが単独で群れから離れてハナレザル化する現象が確認されており、オスと比較すると、メスの場合は攻撃性が強く一定の地域への定着性が高いことが多く、問題が深刻化することが知られています。

ニホンザル編

ほとんどのハナレザルは群れから離れたオスのサル



秋から冬になるとオスのハナレザルは減り、出没がなくなることが多い



市街地に出没するハナレザルの特徴

ハナレザルの性別	定着性	攻撃性
オス オスグループ	低い ※交尾期の到来とともに消失することが多い	多様 ?
メス メスとその子供 稀	高い	高い ※特にアカンボウと一緒にいる個体は攻撃的

(2) 出沒パターン

パターン1

被害はなく、出沒の地点情報が点々と移動しており、次第に出沒情報がなくなる。
オスのハナレザルの可能性が高く、出沒は自然に解消する。

パターン2

人身被害はないが、生活環境被害や農業被害が発生。次第に出沒情報がなくなる。オスのハナレザルの可能性が高く、出沒は自然に解消する。

パターン3

人身被害はないが、生活環境被害や農業被害が発生。一定地域の定着性が高い。

パターン4

人身被害や生活環境被害、農業被害はない、あるいは少ないが、定着性が高く、通報対応やパトロール等の行政コストが増加。

パターン5

人身被害が発生、または威嚇される等で人身被害のリスクが高い。
餌への誘引が可能。

パターン6

人身被害が発生、または威嚇される等で人身被害のリスクが高い。
餌への誘引が不可能。人家等の建物への侵入あり。

ニホンザル編

パターン7

人身被害が発生、または威嚇される等で人身被害のリスクが高い。
 餌への誘引が不可能。人家等の建物への侵入なし。
 人への慣れが非常に高く人に抱きつく行為がみられる。

パターン8

人身被害が発生、または威嚇される等で人身被害のリスクが高い。
 市街地周辺に猟銃を発砲可能な山林がある。

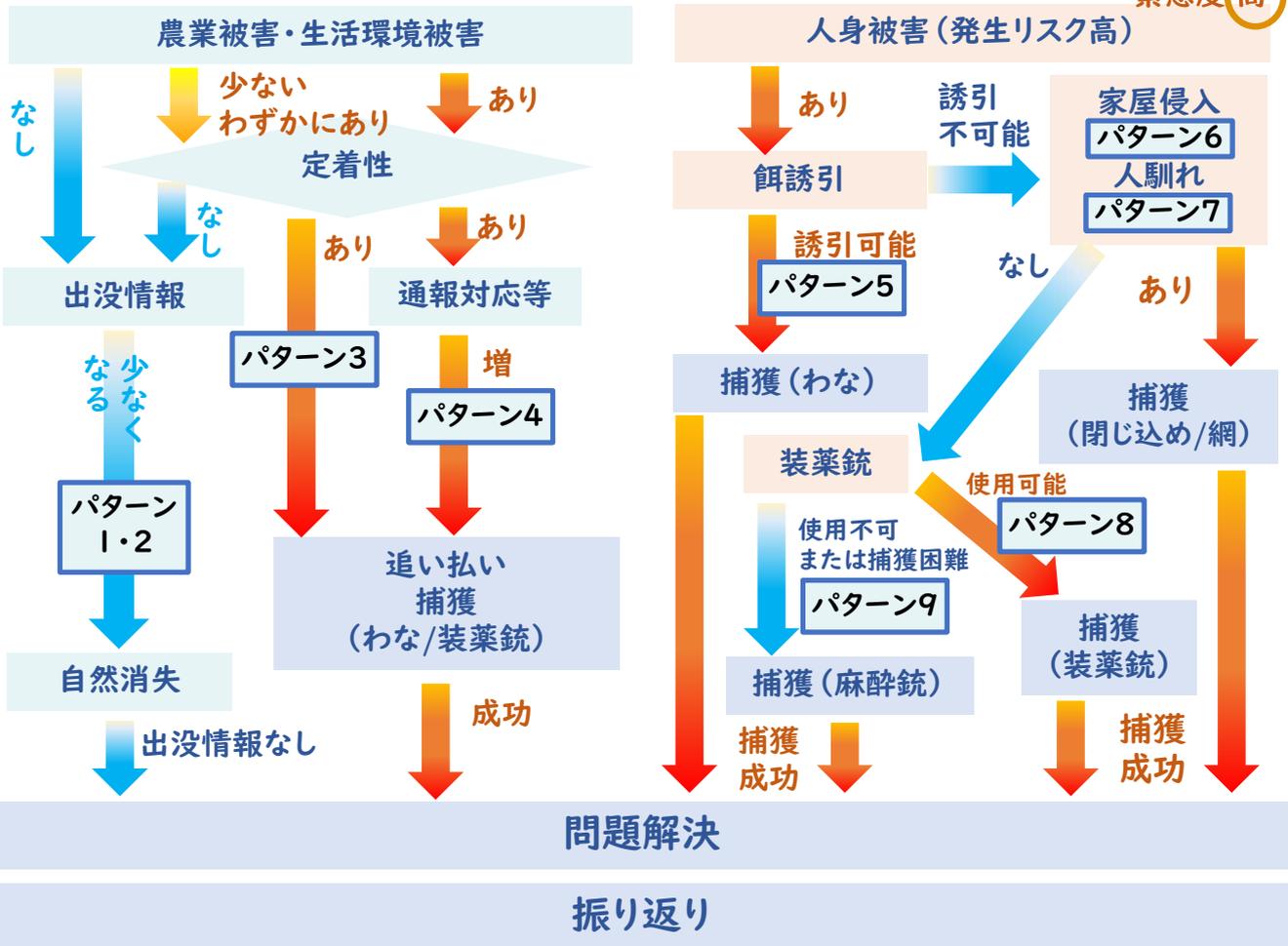
パターン9

人身被害が発生、または威嚇される等で人身被害のリスクが高い。
 箱わなや猟銃等の捕獲手段での捕獲が難しい。



サル市街地出没

緊急度 **高**



ニホンザル編

(3) 出没パターン別の緊急性とその対応

<緊急性・重要度★:低>

パターン1・2

単発的な出没。人身被害の恐れが低い

○注意喚起

○必要に応じて現場確認・住民等へのヒアリング

○リスクの検討(出没時間、通勤通学路の確認、学校・商業施設の有無など周辺環境の確認)

○必要に応じて追い払い

※無理な捕獲は行わない。

<緊急性・重要度★★:中>

パターン3・4

同一地域で頻出。生活環境被害・農業被害。行政コスト増。

○注意喚起

○現場確認・住民等へのヒアリング

○リスクの検討(出没時間、通勤通学路の確認、学校・商業施設の有無など周辺環境の確認)

○追い払い

○捕獲

<緊急性・重要度★★★:高>

パターン5~9

人身被害発生、または人身被害発生のリスクが高い。同一地域に定着。家屋侵入等あり。

○注意喚起

○現場確認・住民等へのヒアリング

○リスクの検討(出没時間、通勤通学路の確認、学校・商業施設の有無など周辺環境の確認)

○パトロール

○追い払い

○緊急捕獲

出没パターン	緊急性	注意喚起	現場確認 住民ヒアリング	追い払い	パトロール	捕獲
パターン1 パターン2	▲	○	△ 必要に応じて実施	△ 必要に応じて実施		
パターン3 パターン4	▲▲	○	○	○		○
パターン 5~9	▲▲▲	○	○	○	○	○ 緊急捕獲

3. 住民への注意喚起・指導

ニホンザルが市街地出沒した際の住民への注意喚起と指導の内容は以下の通りです。注意喚起の対象は、一般的には個々の住民・自治会・各種学校・福祉施設・商業施設等で、方法は周知文（チラシ：巻末資料2）・回覧板・ホームページ・SNS・地域の無線放送や有線放送、パトロールカーによる放送などがあります。市町のどの部署が、どのような連絡手段で、どこに連絡するかも決めておきましょう。

【ニホンザルが市街地に出沒した場合の注意喚起・指導】

- 不用意にサルに近づかない
- 大声をあげたり、棒をふりまわしたりサルを興奮させない
- エサをあげない
- サルの目を見ない
- 威嚇されたら目をそらして後ずさりしさがる、走って逃げない
- 児童は集団で登下校する
- 不要不急な外出は控える
- 戸締りを励行する
- 直近でサルが出沒した所には近づかない。
- 追い払う時は一人ではやらない
- 電動ガン/花火/パチンコなどの飛び道具で追い払う
- 噛まれたり、引っ搔かれたらすぐに病院へ
- 担当機関に通報

4. 情報収集

担当部署に住民等から通報があった場合、現場確認や住民へのヒアリングを行う場合は、「通報連絡票」（参考資料1）を使用して情報を記録します。また、出沒地点情報は、関係機関との情報共有に役立ち、注意喚起やパトロールの範囲、捕獲実施の検討をする際に重要な情報です。地図に記録した上で、「通報連絡票」の情報と紐づくように留意しましょう。

通報連絡票

管理番号

- ✓ 通報者の情報
- ✓ 出沒した日時
- ✓ 出沒した場所
- ✓ 目撃した動物
- ✓ 警察署への通報
- ✓ 被害の有無
- ✓ 被害の内容 etc.

5. 現場での安全確保

ニホンザルは、イノシシやツキノワグマと比べ、人身被害での死亡や重症化に至るのは稀ですが、噛まれたり引っ搔かれることによる重篤な外傷や破傷風などを発症する危険があります。そのため、現場対応を行う従事者は、安全の確保を第一に作業しましょう。

【作業従事者の安全のための注意点】

- 人身被害が発生している現場では対応従事者は複数人で行動する（一人で行動していると、突然、噛みつかれたり飛び掛かってくる場合がある）。
- 護身用にヘルメット・手袋・バット（棒状の応戦道具）・電動ガンやスリングショット、ロケット花火（飛び道具）・トウガラシスプレーを携行する。
- たも網（開放空間で行動しているニホンザルを捕獲するのは困難だが、人家侵入する等の閉鎖空間にいるニホンザルを捕獲する際に有効）を携行する。
- 追い払いを実施する場合は、花火類による騒音に配慮するとともに、飛び道具による器物破損、誤射による自損・他損に注意する。電動ガンを使用する際は、防護メガネを装備することが望ましい。
- 箱わなや銃器による捕獲を実施する場合は、住民への周知と危険防止（立ち入り制限）に最大限配慮する。
- 人身被害が頻発している場合は、外出の自粛を要請するとともに、通学路・通勤路の安全確保を行う。

6. 追い払い

ニホンザルを駆逐するための追い払いは飛び道具が有効です。市街地では騒音に配慮が必要なため、花火類の使用は控えないといけないことも多いですが、使用可能と判断できる状況であればロケット花火を使用しましょう。主な追い払い道具は以下の通りです。

● 電動ガン

対象年齢18才以上の威力が強いものが望ましい。BB弾は生分解性のものを用いる

● パチンコ（スリングショット）

スリングショットと呼ばれる競技用の威力が強いものが望ましい。弾は、適度な大きさの石を拾って使用する。

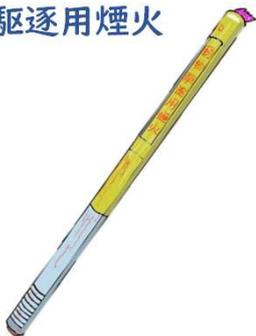
● 花火類

一般的な玩具花火としてのロケット花火、または日本煙火協会の講習を受け「動物駆逐用煙火」を使用する。

● クマスプレー

主にクマよけスプレーとして流通している商品（COUNTER ASSAULTなど）を使用する。強力なトウガラシ成分による粘膜や呼吸器への刺激があるため、市街地で使用する場合には十分に使用場所や風向きに注意する必要がある。また、誤射には十分注意しましょう。

追い払いの道具紹介

道具	利点	欠点	入手先	備考
<p>電動ガン</p> 	<p>遠くに飛ばせる(20m)</p> <p>威力が大きい</p> <p>連発できる</p>	<p>高価</p> <p>メンテナンスが必要</p>	<p>おもちゃ屋</p> <p>WEB</p>	<p>生分解性の弾を使用する</p>
<p>パチンコ(スリングショット)</p> 	<p>狙った場所に飛ばせる</p> <p>携帯しやすい</p>	<p>腕力がある程度必要</p>	<p>おもちゃ屋</p> <p>WEB</p>	<p>弾の飛距離はゴムの弾性力と引っ張る力量による</p>
<p>ロケット花火</p> 	<p>安価</p> <p>力が足りない</p> <p>携帯しやすい</p>	<p>10発以上撃たないと効果が低い</p> <p>火を扱う</p>	<p>おもちゃ屋</p> <p>WEB</p> <p>ホームセンター</p>	<p>発射筒を使うと狙った場所に飛ばせる</p> <p>火災予防</p>
<p>駆逐用煙火</p> 	<p>銃声に近い大きな音を鳴らせる音花火</p> <p>遠くに飛ばせる(20m)</p>	<p>1年に1回保安講習を受講し、煙火消費保安手帳の取得が必要</p> <p>火を扱う</p>	<p>煙火店</p> <p>購入時に煙火消費保安手帳の提示が必要</p>	<p>火薬取締法規定火工品</p> <p>火災予防</p>
<p>クマスプレー</p> 	<p>至近距離で噴射することができるので接近戦に有効</p>	<p>強力な刺激性があり、人へ向かって誤射すると大変危険</p>	<p>登山用品店</p> <p>WEB</p>	<p>携帯・運搬時の誤射に注意</p> <p>噴射時は風向きに十分注意</p>

ニホンザル編

追い払い時に準備するものは以下の通りです。

装備品	地図	<input type="checkbox"/>	追い払い 道具等	防護盾	<input type="checkbox"/>
	無線機 (ヘッドセット)	<input type="checkbox"/>		ヘルメット	<input type="checkbox"/>
	携帯電話	<input type="checkbox"/>		手袋	<input type="checkbox"/>
	緊急連絡先メモ	<input type="checkbox"/>		防護メガネ	<input type="checkbox"/>
	応急処置セット	<input type="checkbox"/>		駆逐用煙火 ロケット花火	<input type="checkbox"/>
				ライター	<input type="checkbox"/>
				花火の発射筒	<input type="checkbox"/>
				電動ガン	<input type="checkbox"/>
				電動ガンの弾	<input type="checkbox"/>
				パチンコ	<input type="checkbox"/>
			クマスプレー	<input type="checkbox"/>	

7. 捕獲

ニホンザルを市街地で捕獲する場合は、箱わなが第一優先となります。餌での誘引が確認できる場合は「手くりわな」でも良いでしょう。足くりわなは、ネコやその他鳥獣の錯誤捕獲が懸念されるため使用は控えたほうがよいでしょう。

餌での誘引ができない場合や、箱わなや手くりわなでの捕獲が難しい場合には、装薬銃・空気銃による捕獲を検討しましょう。銃器を使用した捕獲をする場合には、矢先の確認（安土の有無）、跳弾の可能性などを考慮し、安全に発砲することが可能かを十分に見極める必要があります。住居集合地域等（半径200m以内に民家が10軒以上）での銃器の使用は禁止されていますが、警察官職務執行法第4条第1項を根拠に、安全等の確保措置として警察官の命令により捕獲従事者が銃器を使用して駆除することは可能です。事前に警察と協議を行い、適用の際の対応や連絡体制について、すり合わせておくことが重要です。

人家や倉庫への侵入、人への抱きつき等が確認される場合は、「閉じ込め」による捕獲が可能です。わな、銃器、閉じ込め、いずれの方法によっても捕獲が困難である場合は、最終的な手段として、「住居集合地域における麻醉銃猟」の許可のもと麻醉銃での捕獲を検討しましょう。

警察官職務執行法第4条第1項

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を發し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危険防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

ニホンザル編

箱わな

踏み板式、引っ張り式、どちらでもよいでしょう。イノシン等の箱わなで格子が10cmを越えるものは、捕獲後にニホンザルがすり抜けて脱走するため使用は控えましょう。

わなを設置する場所は、「通報連絡票」とそれに紐づく出没位置情報を参考にして決定しましょう。設置場所は、人気のない場所、空き地や農地などの開けた環境ではない場所、人家や人工物から離れた場所（できれば山林に囲まれた場所）が適しています。

誘引を行い、十分にニホンザルが餌付いてからわなを稼働しましょう。

一般的にニホンザルが好きな餌は、柑橘類・イモ類・マメ類です。

誘引は、撒き餌を含めて3kg～5kgから開始し、捕獲対象とするニホンザルが警戒心なく、十分にわなの奥に進入することを確認してからわなを稼働させましょう。

わなへの警戒が強く、誘引が不十分な状態でわなを稼働させると、扉の「空落ち」が発生し、捕獲対象を極度に警戒させ、捕獲が困難となります。

わなの誘引状況や餌の採食状況は自動撮影カメラを設置して監視することがよいでしょう。なお、ニホンザルの一般的な捕獲適期は、山林等の餌資源が低下する冬季です。



手くりわな

捕獲対象となる個体が餌に誘引される場合は、手くりわなによる捕獲も可能です。



ニホンザル編

猟銃

市街地に出没する個体が付近の発砲可能な山林で活動している場合には猟銃による捕獲を検討しましょう。出没個体の行動範囲や行動パターンについて「通報連絡票」と紐づく位置情報を整理して把握し、猟銃による捕獲が可能であるか十分に検討しましょう。

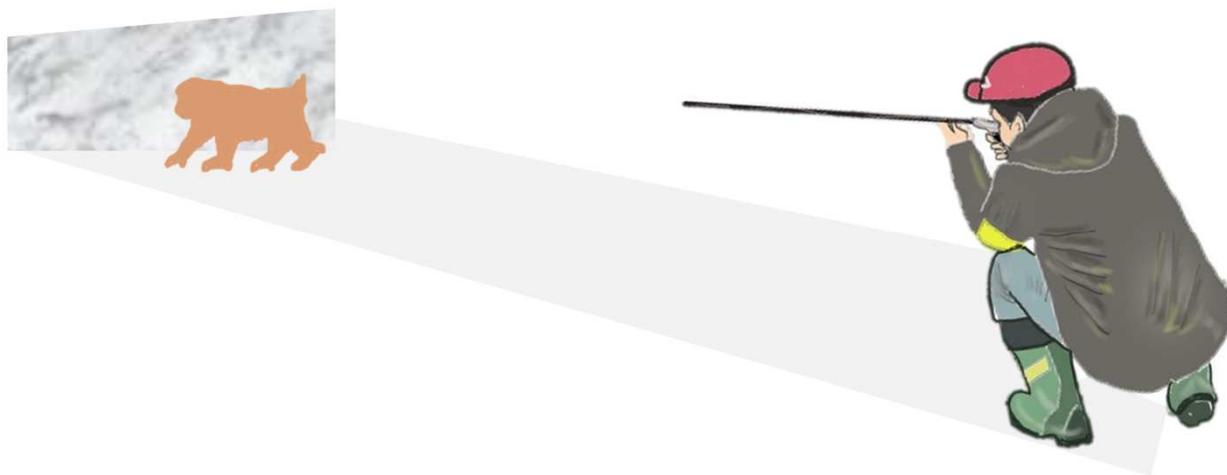
閉じ込め

捕獲対象とする個体が、人家や倉庫に侵入する場合や、極度に人馴れしていて人に抱きつくなどの行為が確認される場合は、閉鎖空間に閉じ込めることによる捕獲が可能です。閉じ込めたあとの確保の方法は、一般的にたも網を用います。取り押さえる際の噛みつき被害を防止するために、必ず防護用手袋（皮手袋など）を着用しましょう。

麻醉銃

上記の方法による捕獲が困難である場合は、最終手段として麻醉銃による捕獲を検討しましょう。出没個体の行動範囲や行動パターンについて「通報連絡票」と紐づく位置情報を整理して把握し、麻醉銃による捕獲が可能であるか検討しましょう。麻醉銃による捕獲が可能と判断した場合は、安全に捕獲ができる場所を選定する必要があります。捕獲対象個体が、飼いネコや飼いイヌと親和的な行動（頻繁に特定の場所に来訪する、ネコや犬に毛づくろいするなど）をすることがあり、そのような行為が確認される場合は捕獲実施場所の検討に加えることができます。

麻醉銃での捕獲はニホンザルの行動を熟知した専門技術者に依頼しましょう。



ニホンザル編

捕獲手法	
<p>箱わな</p> 	<p>手くりわな</p> 
<p>装薬銃</p> 	<p>麻醉銃</p> 

捕獲時に準備するものは以下の通りです。

装備品	地図	<input type="checkbox"/>	捕獲道具等	ヘルメット	<input type="checkbox"/>
	無線機(ヘッドセット)	<input type="checkbox"/>		手袋	<input type="checkbox"/>
	携帯電話	<input type="checkbox"/>		捕獲ネット	<input type="checkbox"/>
	緊急連絡先メモ	<input type="checkbox"/>		たも網	<input type="checkbox"/>
	応急処置セット	<input type="checkbox"/>		手くりわな	<input type="checkbox"/>
許可証	捕獲許可証	<input type="checkbox"/>		とめさし道具	<input type="checkbox"/>
	銃所持許可証	<input type="checkbox"/>		シート・搬送用ボックス	<input type="checkbox"/>
	その他	<input type="checkbox"/>		檻	<input type="checkbox"/>

1. 対応方針の基本的な考え方

ツキノワグマが市街地に出没した場合、第一に実施するのは住民等への注意喚起と指導です。出没する個体による、噛みつき引っ掻きによる人身被害（特に死亡事故や重傷事故）を未然に防止し、住民等の安全を守ることを最優先として、注意喚起と指導を行いましょう。

次に、情報収集を行い、対応方針の検討を行いましょう。出没の状況や被害の発生状況のパターンに応じて、どのような対応を実施するか検討します。出没パターンによって、対応の緊急性や対策方法は異なります。特にツキノワグマの場合は、市街地に出没するというだけで住民の危険や不安は高まるため、出没状況に応じて速やかに追い払いや誘引物の除去、緊急的な捕獲対応を検討しまししょう。

現地対応は、現場確認・通報者へのヒアリングを基本とし、しっかりと安全を確保したうえで追い払い・捕獲を実施しまししょう。ツキノワグマは、昼夜問わず活動するため、出没対応を行う時間帯が定まりません。閉庁時（夜間・土日・祝日）も含めた対応方針を事前に検討しておくといよいでしょう。

なお、ツキノワグマの場合は、出没を未然に防止するための予防対応が非常に重要です。ツキノワグマの出没の要因となる誘引物等の除去や環境整備を事前に行っておきまししょう。



2. 情報収集による出没状況の把握と対応内容の検討

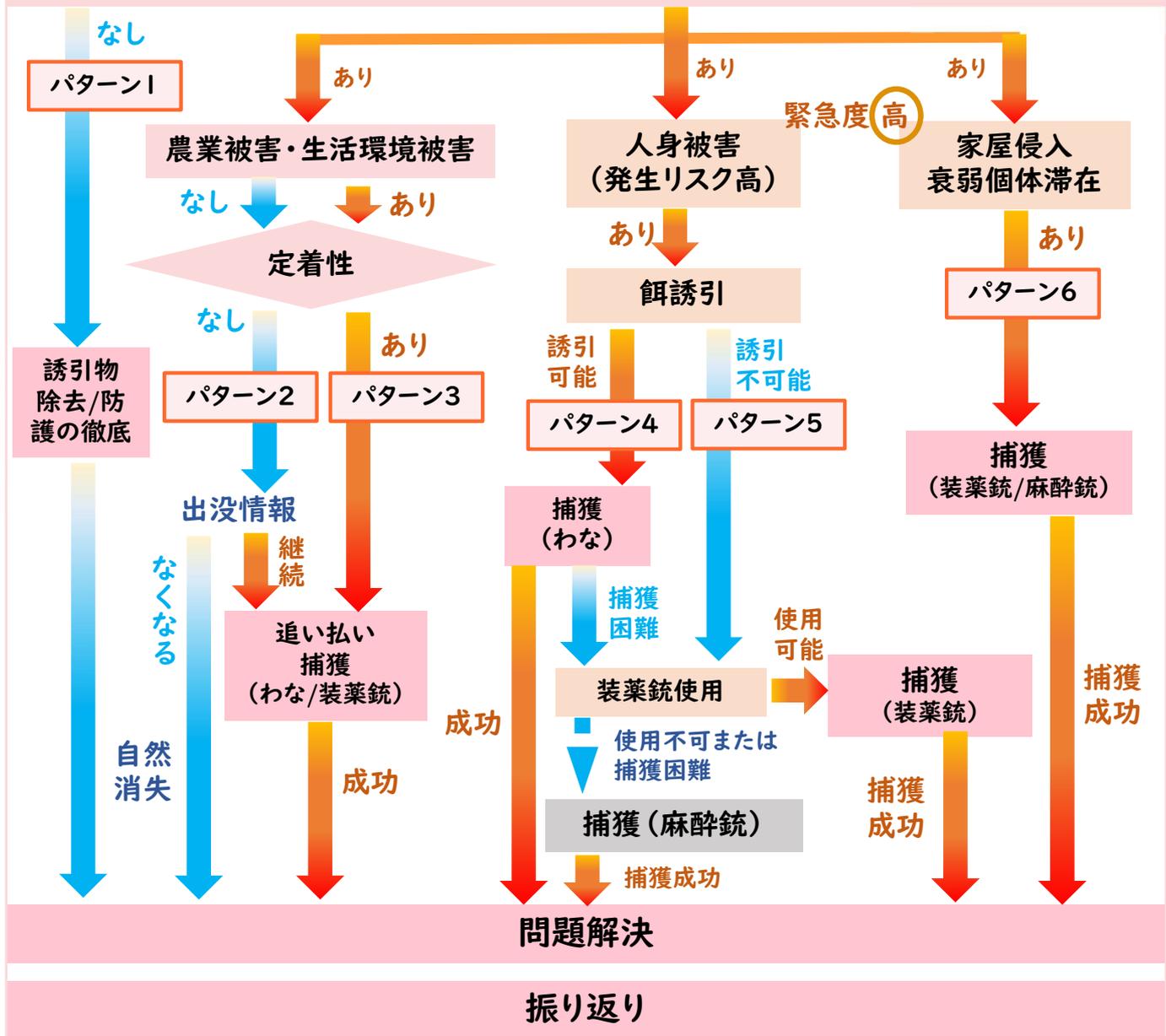
出没パターン		緊急性	対応
パターン 1	被害はなく、出没の地点情報が点々と移動しており、次第に出没情報がなくなる。	⚠	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 注意喚起 ✓ 現場確認・住民等へのヒアリング ✓ リスクの検討（出没時間、通勤通学路の確認、学校・商業施設の有無など周辺環境の確認） ✓ 誘引物の除去、防護柵等の対策指導 ✓ 必要に応じて追い払いと捕獲の検討 ※無理な捕獲は行わない。
パターン 2	人身被害はないが、生活環境被害や農業被害が発生。次第に出没情報がなくなる。		
パターン 3	人身被害はないが、生活環境被害や農業被害が発生。一定地域の定着性が高い。	⚠ ⚠	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 注意喚起 ✓ 現場確認・住民等へのヒアリング ✓ リスクの検討（出没時間、通勤通学路の確認、学校・商業施設の有無など周辺環境の確認） ✓ 追い払い ✓ 捕獲
パターン 4	人身被害が発生、または人身被害のリスクが高い。誘引が可能。	⚠ ⚠ ⚠	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 注意喚起 ✓ 現場確認・住民等へのヒアリング ✓ リスクの検討（出没時間、通勤通学路の確認、学校・商業施設の有無など周辺環境の確認） ✓ パトロール ✓ 緊急捕獲
パターン 5	人身被害が発生、または人身被害のリスクが高い。誘引が不可能。		
パターン 6	人身被害が発生、人身被害のリスクが高い。あるいは、人家や倉庫等に閉じこもる、市街地内で衰弱して動かない。		





ツキノワグマ市街地出没

被害状況



3. 住民への注意喚起・指導

ツキノワグマが市街地出没した際の住民への注意喚起と指導の内容は以下の通りです。注意喚起の対象は、一般的には個々の住民・自治会・各種学校、福祉施設、商業施設等で、方法は周知文(チラシ:巻末資料2)・回覧板・ホームページ・SNS・地域の無線放送や有線放送、パトロールカーによる放送などがあります。市町のどの部署が、どのような連絡手段で、どこに連絡するかも決めておきましょう。

【ツキノワグマが市街地に出没した場合の注意喚起・指導】

- 直近で、クマが出没した所には近づかない。
- 生ごみやカキ等のクマを呼び寄せるものをなくす
- 飼料や機械用燃料等の適切な管理を行う。
- クマよけ鈴やラジオを携行する
- 夜間の外出を控え、早朝・夕方の外出時にも周囲に対して十分に注意する
- やむを得ず外出する場合は、できるだけ一人で行動しない
- 児童や生徒は集団で登下校するか、保護者に送迎してもらう
- 遠くにクマがいることに気が付いたら、大声をだすなどして人の存在を知らせ、速やかにその場を立ち去り、安全な場所に避難する
- 近くにクマがいることに気が付いたら、落ち着いてクマとの距離をとる。走って背中を見せて逃げるとクマが攻撃してくることがあるため、クマをみながらゆっくり後退し、安全な場所に避難する
- 子ぐまを見ても決して近づかない。近くに母グマがいて、子グマを守るため攻撃してくることがある
- 至近距離で突発的に遭遇したら、攻撃される可能性が高いため、致命的なダメージを回避し、人身被害を最小限にとどめるため、両腕で顔面や頭部を覆い伏せの姿勢をとる
- 担当機関に通報



4. 情報収集

担当部署に住民等から通報があった場合、現場確認や住民へのヒアリングを行う場合は「通報連絡票」(参考資料1)を使用して情報を記録します。また、出没地点情報は、関係機関の情報共有に役立ち、注意喚起やパトロールの範囲、捕獲実施の検討をする際に、重要な情報です。地図に記録した上で、「通報連絡票」の情報と紐づくように留意しましょう。

通報連絡票

管理番号

- ✓ 通報者の情報
- ✓ 出没した日時
- ✓ 出没した場所
- ✓ 目撃した動物
- ✓ 警察署への通報
- ✓ 被害の有無
- ✓ 被害の内容 etc.

5. 現場での安全確保

ツキノワグマは、鋭い牙と爪をもち、強力な噛みつく力と腕力により、攻撃されると死に至ることがあります。そのため、現場対応を行う従事者は、最大限の安全確保を行きましょう。

【作業従事者の安全のための注意点】

- 人身被害が発生している現場では対応従事者は複数人で行動する
- 現場ではすぐに連絡を取り合える手段としてトランシーバー等を携行する
- 護身用にヘルメット・手袋・プロテクター・トウガラスプレー・防護盾を携行する
- 道路上からクマを目視確認できる場合は、車両で接近し、できる限り車両から外に出ないように努める。
- ツキノワグマは人に囲まれたり、接近されたりすると興奮することが多く、興奮時に接近すると攻撃行動に転ずることがあるため、一定の距離をとり不必要に接近しないことを心掛ける。大声に対しても反応するため、静かに対応する。
- 箱わなや銃器による捕獲を実施する場合は、住民への周知と危険防止（立ち入り制限）に最大限配慮する。
- 人身被害が発生している場所（地域）では、外出の自粛を要請するとともに、通学路・通勤路の安全確保を行う。また、捕獲等の現場従事者の対応が終了するまで、出沒地点から半径数100mの範囲で、住民や通行人、マスコミ等の現場への立ち入り制限を実施する。

6. 追い払い

ツキノワグマの追い払いは、花火類・銃器が有効です。市街地では騒音や発砲制限に注意が必要なため、花火類や銃器の使用は控えざるを得ない場合が多いですが、使用可能と判断できる状況であれば追い払いを実施しましょう。なお、追い払う際は、ツキノワグマを取り囲まずに逃走経路を確保することで攻撃を回避できます。市街地で追い払いを実施するとツキノワグマが興奮し住宅地を迷走する危険があるため、ツキノワグマの逃走経路が確保できる場合にのみ実施しましょう。追い払う先はできるかぎり山林であることが望ましいでしょう。

主な追い払い道具

● 花火類

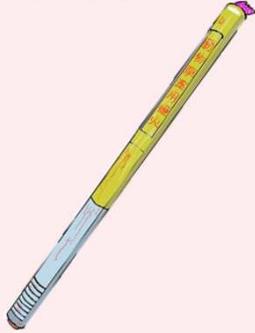
一般的な玩具花火としてロケット花火・爆竹、または日本煙火協会の講習を受け「動物駆逐用煙火」、または手投げ式追い払い花火「轟音玉」を使用する。

● 猟銃

ゴム弾または花火弾を猟銃によって発砲し追い払いを実施する。

追い払い道具

駆逐用煙火*



花火弾**



クマスプレー



ゴム弾**



*: 購入・使用には年に1回保安講習を受講し、煙火消費保安手帳の取得が必要

** : 平筒のスラッグ銃身のショットガンが必要。銃所持許可が必要となるほか、ツキノワグマを殺傷する可能性がある場合は有害捕獲許可が必要

追い払い時に必要な準備品を以下に示します。

装備品	地図	<input type="checkbox"/>	追い払い 道具等	防護盾	<input type="checkbox"/>
	無線機 (ヘッドセット)	<input type="checkbox"/>		ヘルメット	<input type="checkbox"/>
	携帯電話	<input type="checkbox"/>		手袋	<input type="checkbox"/>
	緊急連絡先メモ	<input type="checkbox"/>		駆逐用煙火・轟音玉	<input type="checkbox"/>
	応急処置セット	<input type="checkbox"/>		花火発射用筒	<input type="checkbox"/>
				爆竹 ・ロケット花火	<input type="checkbox"/>
				笛	<input type="checkbox"/>
				ライター	<input type="checkbox"/>
				威嚇弾(ゴム弾・花 火弾)*	<input type="checkbox"/>
				クマスプレー	<input type="checkbox"/>

*: 平筒のスラッグ銃身のショットガンが必要。銃所持許可が必要となるほか、ツキノワグマを殺傷する可能性がある場合は有害捕獲許可が必要

ツキノワグマ編

7. 捕獲

緊急的に市街地でツキノワグマを捕獲する場合は銃による捕獲を検討しましょう。銃器を使用した捕獲をする場合には、矢先の確認（安土の有無）、跳弾の可能性などを考慮し、安全に発砲することが可能かを十分に見極める必要があります。

住居集合地域等（半径200m以内に民家が10軒以上）での銃器の使用は禁止されていますが、警察官職務執行法第4条第1項を根拠に、安全等の確保措置として警察官の命令により捕獲従事者が銃器を使用して駆除することは可能です。

緊急性の低い捕獲の場合は、ツキノワグマ用捕獲わなを使用しましょう。ただし、わなによる捕獲を試みる場合は、餌によってツキノワグマを誘引する作業を伴うため、住民の安全が十分に確保できる場所で実施することが重要です。

猟銃

緊急的に猟銃による捕獲が必要と判断される場合には、警察官職務執行法第4条第1項における銃使用の許可を受ける必要があります。そのため、事前に警察と協議を行い、適用の際の対応や連絡体制等についてすり合わせておくことが重要です。

麻醉銃

猟銃の使用が難しく、緊急的に麻醉銃による捕獲が必要と判断される場合には、鳥獣法第38条第2項による「住居集合地域における麻醉銃猟」の許可を受け、麻醉銃による生体捕獲を実施します。

ただし、麻醉銃による捕獲は麻醉が効くまでの時間（10～15分程度）はツキノワグマが逃走し危険性が高まるため、ツキノワグマの逃走が起こりにくい環境や動物の状態、あるいは閉じ込められている状態（自由に動けない状態）、あるいは逃走しても人身被害が生じない環境の時のみ使用しましょう。

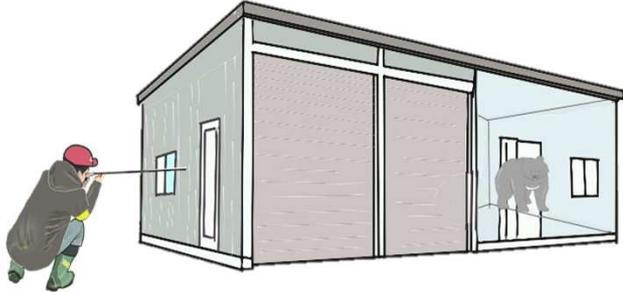
ツキノワグマ用捕獲わな

出没が限定的で、緊急性の低い場合には、ツキノワグマ用捕獲わなを用いて捕獲を試みましょう。猟銃での止め刺しができない環境においては、薬殺や電気殺などの止め刺し方法を検討しておく必要があります。

設置場所周辺に住民が接近しないよう十分な周知を行い、ツキノワグマを誘引することによる二次被害が発生しないよう最大限の注意を払う必要があります。また、わなの耐久性（ボルトの締め付け、落とし扉の建付け、金属の腐食など）を確認し、捕獲従事者の安全を確保しましょう。

警察官職務執行法第4条第1項

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危険防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

捕獲手法	
装薬銃 	麻醉銃 
ツキノワグマ捕獲用わな 	

捕獲時に準備するものを以下に示します。

装備品	地図	<input type="checkbox"/>	捕獲道具等	防護盾	<input type="checkbox"/>
	無線機 (ヘッドセット)	<input type="checkbox"/>		ヘルメット	<input type="checkbox"/>
	携帯電話	<input type="checkbox"/>		手袋	<input type="checkbox"/>
	緊急連絡先メモ	<input type="checkbox"/>		保定用ロープ	<input type="checkbox"/>
	応急処置セット	<input type="checkbox"/>		はしご・脚立など	<input type="checkbox"/>
許可証	捕獲許可証	<input type="checkbox"/>		とめさし道具	<input type="checkbox"/>
	銃所持許可証	<input type="checkbox"/>		シート・搬送用ボックス	<input type="checkbox"/>
	その他			ツキノワグマ捕獲用わな	<input type="checkbox"/>
				クマスプレー	<input type="checkbox"/>

通報連絡票

管理番号：		記入者	所属：	氏名：
通報（情報提供）者の情報	氏名			電話番号（ ）
	住所	市・町		町・大字
出没した日時	年 月 日		午前・午後	時 分
出没した場所	住所	市・町		町・大字 番地
	場所	森林・田畑・川・道路・宅地周辺・庭・屋根・その他（ ）		
※地図上の出没地点に、記録表と対応する管理番号を記入してください。				
目撃した動物	<input type="checkbox"/> イノシシ <input type="checkbox"/> シカ <input type="checkbox"/> サル <input type="checkbox"/> クマ	頭数	頭	
	見た目の大きさ	大・中・小・極小 または 成獣・幼獣・子		
	写真や動画の撮影	あり・なし		
警察署等への通報	あり・なし	連絡した先		
被害の有無	人身被害・生活被害・農業被害・被害なし・その他（ ）			
被害の内容				
人身被害				
人数	人	性別	男性・女性	
年齢	幼児・小学生・中学生・高校生・大人（年代 ）・高齢者（年代 ）			
負傷部位				
内容	噛まれた・引っ搔かれた・体当たりされた・飛びつかれた・威嚇された・引っ張られた・その他（ ）			
処置内容	病院に行った・何もしていない・その他（ ）			
生活環境被害				
被害物	家・小屋・屋根・ベランダの物・庭の物・家庭ごみ・車・ペット ・その他（ ）			
何をされた？	侵入・糞尿・壊された・汚された・持っていかれた・食べられた・散らかされた ・その他（ ）			
農業被害				
被害作物	野菜・果樹・穀物・その他（ ）			
その他				
執着物の有無	あり・なし	執着物	イヌ・ネコ・人工物・その他（ ）	
備考				



街で野生動物たちに出逢ったら？

やってはいけないこと

1. 大声をあげる、棒をふりまわす
2. 石を投げる
3. 背中を見せて、急に走る
4. 移動経路(逃げ道)をふさぐ
5. 出沒個体と目を合わせる
6. 不用意に出沒個体に近づく
7. エサをあげる、撒く
8. 直近に出沒した場所へ近づく
9. 夜間・早朝・夕方に1人で出歩く

	イノシシ シカ	サル	クマ
1. 大声をあげる、棒をふりまわす	×	×	×
2. 石を投げる	×		×
3. 背中を見せて、急に走る	×	×	×
4. 移動経路(逃げ道)をふさぐ	×	×	×
5. 出沒個体と目を合わせる		×	
6. 不用意に出沒個体に近づく	×	×	×
7. エサをあげる、撒く	×	×	×
8. 直近に出沒した場所へ近づく	×		×
9. 夜間・早朝・夕方に1人で出歩く	×		×

ぜひやってほしいこと

1. ゆっくり後ずさりし、
高い場所あるいは家屋、車中に避難
2. 至近距離で遭遇したら、
うつ伏せ姿勢で顔面・頭部・腹部を守る
3. 子連れ個体は警戒心・攻撃性が高いため、要注意
4. 不要不急の外出を控える
5. 児童は集団で登下校あるいは車で送迎
6. 戸締りをしっかりする
7. 複数人で飛び道具(電動ガン/花火/パチンコなど)を
使って追い払う
8. クマ鈴、ラジオを携行する
9. 咬まれたり、引っ掻かれたらすぐに病院へ

	イノシシ シカ	サル	クマ
1. ゆっくり後ずさりし、 高い場所あるいは家屋、車中に避難	○	○ (目を見ない)	○
2. 至近距離で遭遇したら、 うつ伏せ姿勢で顔面・頭部・腹部を守る			○
3. 子連れ個体は警戒心・攻撃性が高いため、要注意	○		○
4. 不要不急の外出を控える	○	○	○
5. 児童は集団で登下校あるいは車で送迎	○	○	○
6. 戸締りをしっかりする		○	○
7. 複数人で飛び道具(電動ガン/花火/パチンコなど)を 使って追い払う		○	
8. クマ鈴、ラジオを携行する			○
9. 咬まれたり、引っ掻かれたらすぐに病院へ	○	○	○

街で野生動物に急に出くわすと、とても驚くかもしれませんが、
冷静に安全な場所へ避難できるよう、上記のことについてぜひ確認してみてください。
また、街で野生動物に遭遇した際は、その後の重大事故を防ぐために、警察や役場への通報に
協力をお願いします(●●●●TEL●●●●-●●)。通報時には①目撃した日時、②目撃した場
所、③目撃した動物の大きさと頭数、④被害の状況 についてお尋ねしています。





市街地出没対応マニュアル

令和6年(2024年)3月 第1版 発行

広島県

業務請負

編集 株式会社 野生動物保護管理事務所

担当:広島事業所(広島県尾道市1095-70 TEL:0848-37-1593)

イラスト:檀上 理沙